附　則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第三条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の五まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）
第六条の三第二号	（略）
第六条の四（見出しを含む。）	第四条の四第一項各号
第六条の四第一号	第四条の四第一項第一号
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）
第六条の四第二号	第四条の四第一項第二号
被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
減額した額	減額した額（一般被保険者に係る額に限る。）
第六条の五の見出し	第四条の五第一項各号
第六条の五	第四条の五第一項各号に掲げる被保険者
第六条の五の表の上欄	第四条の五第一項第一号イ(2)の被保険者の総数

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第三条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、第四条から第六条の四まで、第十七条及び第十八条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）
第六条の三第二号	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
第六条の四の見出し	第四条の四第一項各号
第六条の四	第四条の四第一項各号に掲げる被保険者
第六条の四の表の上欄	第四条の四第一項第一号イ(2)の被保険者の総数